

第3回 集団的自衛権と個別的自衛権

① 定義

- ・ 集団的自衛権・・・ある国と同盟関係にある国が武力攻撃を受けた場合に、自国が直接攻撃されていない場合でも、自国への攻撃とみなして、共同で防衛措置を取れるという権限。
- ・ 個別的自衛権・・・自国の攻撃に対してのみに防衛措置を取れるという権限。

② 自衛権に関する政府の見解

- ・ 1946年 自衛戦争も放棄
- ・ 1950年 警察予備隊は戦力ではない
- ・ 1954年 自衛権は憲法9条で禁止されていない
- ・ 1972年 集団的自衛権は禁止されている

これ以降は集団的自衛権に関しての政府見解は、これを堅持してきた。



2014年7月1日 集団的自衛権行使容認閣議決定（第2次安倍内閣）

——→ 憲法解釈の変更により容認へ

◎ 閣議決定の要旨

- ① 日本国民の生命や自由などの権利などが根底から覆されるような危機に日本が直面した場合
- ② 日本国民を守るために、他に手段がない場合
- ③ 必要最小限の実力行使まで
- ④ 駆けつけ警護や邦人救出での武器使用が可能に
- ⑤ グレーゾーン事態に対処するための手続きの迅速化

集団的自衛権を容認した理由

- ① 世界情勢の厳しさに対応するため
- 例. 中国の脅威、ロシアのクリミア併合などでの勢力拡大
- ② 日本に戦争を仕掛けさせない抑止力になる。

ただし、海外派兵は認めないという姿勢は変わらず堅持していくという方針に